

兵庫県公報

平成19年3月30日

第10号外

発 行 人

兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 则

○兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（大学課）	ページ 2
○災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	3
○健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則（健康生活部総務課）	4
○身体障害者福祉規則等の一部を改正する規則（障害福祉課）	4
○兵庫県立身体障害者福祉工場運営規則の一部を改正する規則（障害者支援課）	4
○財務規則の一部を改正する規則（会計課）	5
○収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（同）	8

告 示

○昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	19
--	----

教育委員会告示

○平成9年兵庫県教育委員会告示第2号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定） の一部改正	20
--	----

教育長訓令

○教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令	20
○兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則施行細則等の一部を改正する訓令	21
○兵庫県立人と自然の博物館の管理に関する規程の一部を改正する訓令	22
○兵庫県立考古博物館の管理に関する規程	23

病院局管理規程

○病院局自家用電気工作物保安規程	23
------------------	----

公布された法令のあらまし

●兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第32号）

- 1 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立大学の大学院に会計研究科を設置すること及び同大学院の環境人間学研究科に新しい部門を設置することに伴い、これらの研究科の入学定員等について所要の整備を行うこととした。
- 2 学校教育法の一部改正に伴い、助教授の字句を准教授に改めることとした。

●災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第33号）

- 1 災害救助法施行令の一部改正により、知事が救助に関する業務に従事させることができる者の範囲に准看護師等が追加されるとともに、厚生労働大臣が定める基準の一部改正により、救助業務従事者に対する実費弁償の程度が改められたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 地方自治法の一部改正に伴い、吏員の字句を職員に改める等規定の整備を行うこととした。
- 3 学校教育法の一部改正に伴い、盲学校、聾学校及び養護学校等の字句を特別支援学校に改めることとした。

●健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第34号）

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法が廃止されるとともに、新たに診療報酬の算定方法が定められしたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●身体障害者福祉規則等の一部を改正する規則（規則第35号）

学校教育法の一部改正により、盲学校、聾学校及び養護学校の制度に代わり特別支援学校の制度が創設され

ること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 身体障害者福祉規則
- 2 児童福祉規則
- 3 特設水道条例施行規則
- 4 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則

●**兵庫県立身体障害者福祉工場運営規則の一部を改正する規則（規則第36号）**

兵庫県立身体障害者福祉工場の設置及び運営に関する条例の一部改正に伴い、兵庫県立身体障害者福祉工場の使用料の免除に係る手続を定めることとした。

●**財務規則の一部を改正する規則（規則第37号）**

- 1 地方自治法の一部改正により、出納長の制度を廃止するとともに、会計管理者を設置すること、吏員制度が廃止されること及び信託できる普通財産の範囲が拡大されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 行政組織規則の一部改正に伴い、部局及びかいの出納員に充てられる職について所要の整備を行うこととした。
- 3 学校教育法の一部改正により、盲学校、聾学校及び養護学校の制度に代わり特別支援学校の制度が創設されるとともに、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の名称が特別支援学校への就学奨励に関する法律に改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 4 平成19年度において、国、地方公共団体等との間における契約の実績、財務状況等から、落札後に契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる事業者を対象とする新たな公募型一般競争入札制度を導入すること、及び金融機関又は保証事業会社による契約履行保証制度の実態にかんがみ、一般競争入札に参加する場合における入札保証金の減免要件を緩和することとした。

●**収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第38号）**

- 1 地方自治法の一部改正により、出納長の制度を廃止するとともに、会計管理者を設置することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、建築基準法に関する手数料に、新たに構造計算適合性判定手数料等が追加されることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 警察手数料徴収条例の一部改正により、探偵業の業務の適正化に関する法律に関する警察手数料が追加されること及び運転免許等に係る道路交通法に関する警察手数料が改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第32号

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の表経営学研究科の款の次に次のように加える。

会計研究科	会計専門職専攻	専門職学位課程
-------	---------	---------

第8条第1項中第22号を第24号とし、第18号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第20号の前に次の1号を加える。

(19) 会計研究科の教授で当該組織から選出される1人のもの

第8条第1項中第17号を第18号とし、第3号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 会計研究科長

第9条第1項中「研究科は」の右に「、会計研究科」を加え、同条第4項中「助教授」を「准教授」に改め

る。

別表2の部経営学研究科の款経営学専攻の項中「27」を「15」に、「54」を「30」に改め、同款の次に次のように加える。

会計研究科	会計専門職専攻	専門職学位課程	40	80
-------	---------	---------	----	----

別表2の部環境人間学研究科の款環境人間学専攻の項中「24」を「30」に、「48」を「60」に改め、同表計の款中「372」を「406」に、「820」を「888」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県規則第33号

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

別表第1学用品の給与の項1中「盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。

別表第2政令第10条第1号から第4号までに掲げる者の款を次のように改める。

政令第10条 第1号から 第4号まで に掲げる者	医師、歯科医師及び 薬剤師	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額	日当の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第22条の規定の例により算定した額の範囲内	職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号。以下この表において「職員旅費条例」という。）中6級の職務にある者相当額
	保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士及び歯科衛生士			職員旅費条例中6級の職務にある者相当額
	助産師、看護師及び准看護師			職員旅費条例中3級の職務にある者相当額
	土木技術者及び建築技術者			職員旅費条例中6級の職務にある者相当額
	大工、左官及びとび職			職員旅費条例中3級の職務にある者相当額

様式第7号中「兵庫県事務（技術）吏員」を「兵庫県職員」に改める。

様式第9号（注）1中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

様式第13号表面の部中「職」を削り、同様式裏面の部中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項、別表第1学用品の給与の項、様式第7号、様式第9号及び様式第13号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の災害救助に関する手続等を定める規則別表第2政令第10条第1号から第4号までに掲げる者の款の規定は、平成18年8月11日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

~~~~~  
健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県規則第34号

**健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則**

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1結核健康診断料の款中「結核予防法（昭和26年法律第96号）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に改め、同款レントゲン間接撮影診断料の項を削り、同款精密検査料の項中「510円」を「410円」に、「1,010円」を「900円」に改め、同款ツベルクリン反応検査料の項中「200円」を「310円」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
身体障害者福祉規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県規則第35号

身体障害者福祉規則等の一部を改正する規則

(身体障害者福祉規則の一部改正)

第1条 身体障害者福祉規則（昭和39年兵庫県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第3号聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状況及び所見の部中「ろう学校」を「特別支援学校」に改める。

(児童福祉規則の一部改正)

第2条 児童福祉規則（昭和39年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第20号中「養護学校、特殊学級」を「特別支援学校、特別支援学級」に改める。

(特設水道条例施行規則の一部改正)

第3条 特設水道条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則の一部改正)

第4条 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「養護学校の中等部」を「特別支援学校の中等部」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
兵庫県立身体障害者福祉工場運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第36号****兵庫県立身体障害者福祉工場運営規則の一部を改正する規則**

兵庫県立身体障害者福祉工場運営規則（昭和49年兵庫県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

## (使用料の免除)

**第3条の2** 条例第3条の3の規定により使用料の免除を受けようとする者は、兵庫県立身体障害者福祉工場使用料免除申請書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

第4条中「前条」を「第3条」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第3条の2関係）

## 身体障害者福祉工場使用料免除申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

|         |       |
|---------|-------|
| 住所      | _____ |
| 氏名      | _____ |
| 電話（ ） - | 番     |

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 免除を受けようとする使用料の内容及び額 | 円                  |
| 免除を受けようとする期間        | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 免除を受けようとする理由        |                    |

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第37号**財務規則の一部を改正する規則**

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

本則中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第2条第3号中「吏員」を「職員」に改める。

第3条第5項中「吏員に相当する職にあるときは事務吏員に、吏員に相当する職以外の職にあるときは事務員」を「知事の補助機関である職員」に改め、同条第6項中「事務吏員又は事務員」を「知事の補助機関である職員」に改める。

第5条の2を次のように改める。

(会計管理者の職務の代理)

第5条の2 知事は、法第170条第3項の規定により、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、出納局長にその事務を代理させるものとする。

第34条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第43条第1項中「吏員」を「職員」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「吏員」を「職員」に改める。

第54条第1項第7号中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に、「よる盲学校、聾学校及び養護学校」を「よる特別支援学校」に改める。

第74条の見出し中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第81条中「行なう」を「行う」に改める。

第84条第1項第2号を次のように改める。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との間で工事の履行の保証を予約したとき。

第84条第1項に次の1号を加える。

(3) 政令第167条の5第1項に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第94条中「第2号」を「第3号」に改める。

第100条第2項中「(昭和27年法律第184号)」を削る。

第121条第2項及び第161条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第180条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第182条第1項中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第184条中「行なう」を「行う」に改める。

第187条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中「行なつた」を「行つた」に改める。

別表第1の1の部中

「出納局審査・指導室

室長

出納局審査・指導室

会計審査・指導専門員

出納局審査・指導室

支払係長

を

「出納局審査・指導課

課長

出納局審査・指導課

会計審査・指導専門員

出納局審査・指導課

支払係長

に、

「県民政策部政策室総務課

経理係長

を

「県民政策部政策局総務課

経理係長

に、

「産業労働部産業科学局総務課

経理係長

を

「産業労働部産業政策局総務課

経理係長

に改め、同表2の部中

「

県立男女共同参画センター	団体課長
「 県立男女共同参画センター	調整課長
に、	
「 児童相談所	総務課長
を	
「 こども家庭センター	総務課長
に、	
「 県立農林水産技術総合センター	経理課長
を	
「 県立農林水産技術総合センター 森林動物研究センター	経理課長 総務課長
に、	
「 埋蔵文化財調査事務所	総務課長
を	
「 県立考古博物館	総務課長

に改める。

様式第3号、様式第10号、様式第15号及び様式第16号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第18号中「税外徴収金滞納者財産差押吏員証」を「税外徴収金滞納者財産差押職員証」に改める。

様式第21号から様式第23号まで中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第23号の2中「殿」を「様」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第26号から様式第28号まで、様式第30号及び様式第31号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第33号中「殿」を「様」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第34号（表面）の部中「兵庫県出納長」を「兵庫県会計管理者」に改め、同様式（裏面）の部中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第37号及び様式第37号の2中「殿」を「様」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第40号、様式第46号の2から様式第46号の5まで及び様式第48号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第49号及び様式第50号中「出納長」を「会計管理者」に、「殿」を「様」に改める。

様式第70号中「不動産」を「財産」に改める。

様式第76号中「兵庫県出納長」を「兵庫県会計管理者」に改める。

様式第90号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県規則第38号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第8条、第10条、第11条の2第2項、第14条及び第15条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(1)を次のように改める。

(1) 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(1)の次に(1)の2として次のように加える。

(1)の2 構造計算適合性判定手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(2)から(10)までを次のように改める。

(2) 建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料

(3) 工作物に関する確認申請又は計画通知手数料

(4) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料

(5) 建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料

(6) 工作物に関する完了検査申請又は完了通知手数料

(7) 中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料

(8) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料

(9) 建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料

(10) 工作物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項中12を13とし、11の次に12として次のように加える。

12 探偵業の業務の適正化に関する法律に関する警察手数料

(1) 届出証明書交付手数料

(2) 届出証明書再交付手数料

別表第2中	「 <table border="1"><tr><td>1,050円</td></tr><tr><td>1,100円</td></tr></table> 」	1,050円	1,100円	を	「 <table border="1"><tr><td>1,050円</td></tr></table> 」	1,050円	に、	「 <table border="1"><tr><td>1,900円</td></tr></table> 」	1,900円	を	「 <table border="1"><tr><td>1,850円</td></tr><tr><td>1,900円</td></tr><tr><td>2,000円</td></tr></table> 」	1,850円	1,900円	2,000円	に、	「 <table border="1"><tr><td>2,100円</td></tr><tr><td>2,200円</td></tr></table> 」	2,100円	2,200円	を														
1,050円																																	
1,100円																																	
1,050円																																	
1,900円																																	
1,850円																																	
1,900円																																	
2,000円																																	
2,100円																																	
2,200円																																	
	「 <table border="1"><tr><td>2,100円</td></tr></table> 」	2,100円	に、	「 <table border="1"><tr><td>2,800円</td></tr></table> 」	2,800円	を	「 <table border="1"><tr><td>2,950円</td></tr><tr><td>3,100円</td></tr></table> 」	2,950円	3,100円	に、	「 <table border="1"><tr><td>3,300円</td></tr></table> 」	3,300円	を	「 <table border="1"><tr><td>3,350円</td></tr></table> 」	3,350円	に、	「 <table border="1"><tr><td>3,650円</td></tr></table> 」	3,650円	を														
2,100円																																	
2,800円																																	
2,950円																																	
3,100円																																	
3,300円																																	
3,350円																																	
3,650円																																	
	「 <table border="1"><tr><td>3,650円</td></tr><tr><td>3,700円</td></tr><tr><td>4,000円</td></tr></table> 」	3,650円	3,700円	4,000円	に、	「 <table border="1"><tr><td>4,150円</td></tr><tr><td>4,400円</td></tr><tr><td>4,450円</td></tr><tr><td>4,500円</td></tr></table> 」	4,150円	4,400円	4,450円	4,500円	を	「 <table border="1"><tr><td>4,500円</td></tr><tr><td>4,600円</td></tr><tr><td>4,750円</td></tr><tr><td>4,950円</td></tr></table> 」	4,500円	4,600円	4,750円	4,950円	に、	「 <table border="1"><tr><td>6,150円</td></tr><tr><td>6,200円</td></tr><tr><td>6,250円</td></tr><tr><td>6,650円</td></tr></table> 」	6,150円	6,200円	6,250円	6,650円	を	「 <table border="1"><tr><td>6,000円</td></tr><tr><td>6,050円</td></tr><tr><td>6,100円</td></tr><tr><td>6,150円</td></tr></table> 」	6,000円	6,050円	6,100円	6,150円	に、	「 <table border="1"><tr><td>8,200円</td></tr><tr><td>8,250円</td></tr></table> 」	8,200円	8,250円	を
3,650円																																	
3,700円																																	
4,000円																																	
4,150円																																	
4,400円																																	
4,450円																																	
4,500円																																	
4,500円																																	
4,600円																																	
4,750円																																	
4,950円																																	
6,150円																																	
6,200円																																	
6,250円																																	
6,650円																																	
6,000円																																	
6,050円																																	
6,100円																																	
6,150円																																	
8,200円																																	
8,250円																																	

7,650円
7,700円
8,000円
8,050円
8,100円
8,150円
8,650円

に、

10,250円
10,300円
12,300円
12,350円

を

10,000円
10,050円
10,100円
10,150円
12,000円

に、

14,400円
20,400円

を

14,000円
14,050円
14,100円
14,150円
18,800円

に改める。

様式第3号中

20,400円 証紙		
14,400円 証紙		

を

18,900円 証紙		
18,800円 証紙		
14,150円 証紙		
14,100円 証紙		
14,050円 証紙		
14,000円 証紙		

に、

12,600円 証紙		
12,350円 証紙		

を

12,600円 証紙		
------------	--	--

に、

10,300円 証紙		
10,250円 証紙		

を

12,150円 証紙		
12,100円 証紙		
12,050円 証紙		
12,000円 証紙		
10,150円 証紙		
10,100円 証紙		
10,050円 証紙		

に、

8,250円 証紙		
8,200円 証紙		

を

8,650円 証紙		
8,150円 証紙		
8,100円 証紙		
8,050円 証紙		
8,000円 証紙		
7,700円 証紙		
7,650円 証紙		

に、

6,650円 証紙		
6,250円 証紙		
6,200円 証紙		
6,150円 証紙		

を

6,150円 証紙		
6,100円 証紙		
6,050円 証紙		
6,000円 証紙		

に、

4,500円 証紙		
4,450円 証紙		
4,400円 証紙		
4,150円 証紙		

を

4,950円 証紙		
4,750円 証紙		
4,600円 証紙		
4,500円 証紙		

に、

4,050円 証紙		
-----------	--	--

を

4,050円 証紙		
4,000円 証紙		
3,700円 証紙		

に、

3,300円 証紙		
3,200円 証紙		

を

3,350円 証紙		
3,200円 証紙		
3,100円 証紙		

に、

2,800円 証紙		
-----------	--	--

を

2,950円 証紙		
-----------	--	--

に、

2,400円 証紙		
2,200円 証紙		

を

2,400円 証紙		
-----------	--	--

に、

1,900円 証紙		
-----------	--	--

を

1,900円 証紙		
1,850円 証紙		

に、

1,150円 証紙		
1,100円 証紙		

を

1,150円 証紙		
-----------	--	--

に改める。

様式第3号の2中「兵庫県出納長」を「兵庫県会計管理者」に、

20,400円 証紙		
14,400円 証紙		

を

18,900円 証紙		
18,800円 証紙		
14,150円 証紙		
14,100円 証紙		
14,050円 証紙		
14,000円 証紙		

に、

12,600円 証紙		
------------	--	--